

発注機関労働災害防止連絡協議会が開催 されました

去る7月23日、主に公共工事を発注する行政機関の担当者にご出席いただき、発注機関労働災害防止連絡協議会を開催しました。

本協議会は、建設工事を発注するに当たり、工事の計画・設計段階で安全衛生に配慮した発注の促進及び労働災害防止対策に配慮していただくことを目的とした会議です。



会議の冒頭あいさつをする小野里部長

会議の冒頭、国土交通省宇都宮国道事務所の今田工事品質管理官及び小野里労働基準局長の両名より、労働災害防止の重要性を要旨としたあいさつがありました。

議題に入り、吉田健康安全課長より労働災害防止について、特に坑内・屋内などの自然換気の不十分な建設現場内での有害ガス中毒の予防及び、建設業の三大災害の1つである墜落・転落防止について添付のパンフレットにより説明が行われました。

次に、当局の石黒衛生専門官より建設業において毎年多発する熱中症予防対策等について並びに、山下安全専官より公共工事発注機関としての労働災害防止に関する留意事項について説明が行われました。

各発注機関の活動事例発表においては、国土交通省宇都宮国道事務所における工事事故防止「重点的安全対策」の活動について及び、宇都宮営繕事務所並びに栃木県の工事発注主管課より、それぞれの発注工事の労働災害防止対策の事例紹介があり、建設業労働災害防止協会栃木県支部役員からは、建設工事の安全衛生管理のために必要な工期や経費の設定、労働災害防止に積極的な事業者への配慮等の工事発注に係る意見・要望がありました。

最後に、工事発注に当たり留意すべき具体的な事項などについて活発な意見交換が行われました。

有害ガス中毒事故にご注意ください！

有害ガスは、目に見えない上に臭気が感じ取れない場合があります。自然換気が不十分な作業場所での有害ガス中毒事故にご注意ください。

十分な換気をしましょう

自然換気が不十分な場所で作業を行う場合は、機械式の換気装置を使用するなど、常に新鮮な空気を確保して作業を行ってください。
(安衛則第587条)
また、作業場所には有害ガスの発生を感知するための警報装置を備え付けましょう。



呼吸器用保護マスクを使用しましょう

換気装置の故障など急なトラブルに対応するため、必要人数分の呼吸器用保護具を作業場所に常に備え付けておきましょう。(同第598条、第599条)
また、当然のことですが、緊急時は慌てていて身につけた行動がとれません。ですから定期的にマスク装着の練習をしておきましょう。
なお、シンナー系の有機溶剤を使用する場合、常にマスク(防毒マスク)を着用しましょう。(有規則第8条)



- ① 呼吸の下ひもの中央を両手の親指で持ち、中央を人差し指でたくって持つ。
- ② 少しづつひもでアゴを支えに入れておける。
- ③ カプラー帯を持ち、充分な密着を確保する。
- ④ を「右の下」で締め合わせる。

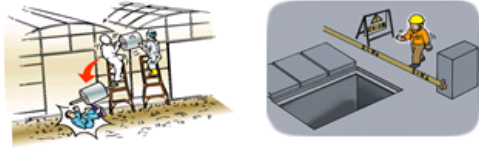
※ 安衛則とは労働安全衛生規則、有規則とは有機溶剤予防規則のことです。

栃木労働局 各労働基準監督署

ホームページアドレス <http://www.tochigi-roudou.go.jp/>

屋根上、はしご、開口部周辺での作業にご注意を！

墜落・転落による労働災害は、死亡災害に直結するものです。こうした墜落・転落災害の原因として考えられるのは、「手すり等が未設置だった」「安全帯を使用していないかった」「墜落時保護用のヘルメットを着用していなかった」などの基本的な安全対策の不備によるものです。



熱中症を防ごう！

「熱中症」とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の浸透圧機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、毎年全国で多くの方が亡くなっています。

… 熱中症を防ぐための主な対策 …

水分・塩分の摂取

日なたの石畳に立つと足元の湿きを感じる前に、作業の前後・作業中に定期的に水分・塩分を摂取してください。
※ 高温多湿な環境下においては、スポーツドリンク等（ナトリウム40～80mg/100ml）、0.1～0.2%の食塩水をカップ1杯～2杯程度摂取することが望ましいとされています。

服装など

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・速乾性の良い服装を着用しましょう。

体調管理

二日酔いや寝不足は、熱中症になる可能性が高くなります。日頃からの体調管理が非常に大切です。

適度な休憩

日陰などの涼しい休憩場所を確保し、暑気より多めに休憩をとりましょう。

中毒災害及び熱中症災害予防を呼びかけるパンフレット